

(質問項目)		① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
No.	市町名	①-1 避難勧告等の発令基準	
		現 状	課 題
1	さいたま市	1)当該地域又は土地建物等に災害が発生する恐れがある場合 2)市域内雨量観測所降雨指標(予想を含む)・時間雨量30mm以上 3)関連水位観測所河川水位指標・危険度レベル3以上 4)土砂災害警戒情報が発表されたとき 5)大雨警報(土砂災害)発表、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過」した場合 6)大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	
2	川越市	洪水予報河川及び九十川について、各観測所ごとに設けられている基準水位を参考に、総合的に判断する。 ※詳細な水位については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」による。 避難勧告等判断・伝達マニュアル(水害編)参照「2 避難勧告等の発令の判断基準」	基準水位に達した後の降雨状況が、どのくらい水位の上昇の見込みとなるか情報提供されれば、避難勧告等を発令しやすい。
3	熊谷市	荒川熊谷観測所の氾濫注意水位3.5mを超えた時点(氾濫注意情報が発表されたとき)で避難準備情報を発令し、避難判断水位5.3mを超えた時点(氾濫警戒情報が発表されたとき)で避難勧告を発令する。	荒川熊谷観測所の観測水位は、当市からは約20km離れている「受け持ち区間内の堤防の低い地点」を基準としているため、荒川熊谷観測所で避難判断水位を超過しても当市では河川水位が低く、避難勧告を発令する状況ではない。
4	川口市	河川の水位が指定水位を突破、または荒川洪水注意報が発表された場合避難準備情報を発令。同じく警戒水位を突破、または荒川洪水警報が発表された場合避難勧告を発令。 荒川熊谷観測所の避難判断水位4.8A.P.mに達しさらに水位上昇が見込まれるとき、はん濫警戒情報が発表され、はん濫危険水位5.6A.P.mに達したとき、はん濫危険情報を発表される。 荒川治水橋観測所の避難判断水位10.8A.P.mに達しさらに水位上昇が見込まれるとき、はん濫警戒情報が発表され、はん濫危険水位11.1A.P.mに達したとき、はん濫危険情報を発表される。	荒川左岸流域市町村と共同したタイムラインの策定
5	行田市	荒川熊谷水位観測所の避難判断水位が5.3mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.9mを超えた時点で避難勧告又は避難指示を発令する。	
6	加須市	荒川熊谷観測所の避難判断水位5.3mに達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.90mに達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、避難勧告を発令する。	
7	東松山市	野本水位観測所の氾濫注意水位3.50mを超えた時点で避難準備情報を発令し、避難判断水位3.70mを超えた時点で避難勧告を発令する。	
8	春日部市	熊谷観測所の氾濫注意水位3.50mを超えた時点で避難準備情報を発令し、避難判断水位5.30mを越えた時点で避難勧告を発令し、氾濫危険水位5.90mを超えた時点で避難指示を発令する。	
9	羽生市	荒川熊谷観測所の避難判断水位5.3mに達し、なお上昇の恐れがある場合に避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.9mに達し、なお上昇の恐れがある場合に避難勧告を発令する。	
10	鴻巣市	荒川(熊谷基準水位観測所)の避難判断水位5.30mを超えた時点で避難準備情報を発令し、はん濫危険水位5.90mを超えた時点で避難勧告を発令する。	
11	深谷市	荒川(熊谷観測所)でははん濫注意水位3.50mに達し、さらに水位の上昇が予測されるときに避難準備情報を発令し、避難判断水位5.30mに達し、さらに水位の上昇が予測されるときに避難勧告を発令し、はん濫危険水位5.90mに達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに避難指示を発令する。	
12	上尾市	熊谷水位観測所の水位が5.3m(避難判断水位)を観測し、上昇がさらに見込まれる場合、避難準備情報を発令する。 熊谷水位観測所の水位が5.9m(氾濫危険水位)を観測し、上昇がさらに見込まれる場合、避難勧告を発令する。	熊谷水位観測所は、当市から上流に離れているため、発令基準の水位に達しても現状は違う。
13	草加市	避難勧告等の発令を判断する基準水位として、中川(吉川観測所)3.8m、綾瀬川(谷古宇観測所)3.6m、荒川(熊谷観測所)4.8m、荒川(治水橋観測所)10.8m、荒川(岩淵水門(上)観測所)7.0m	雨が止み、今後降らない予報でも、上流河川の水量や東京湾の満潮、干潮の影響で基準水位に達する可能性があり、判断が難しい。
14	越谷市	(避難準備情報の発令) 1.災害に関する注意が必要との関係機関から通報を受け、避難準備を要すると判断するとき。 2.その他避難の準備勧告を必要とするとき。 (避難勧告避難指示の発令) 1.災害に関する警戒が必要との関係機関からの通報を受け、避難を要すると判断するとき。 2.河川がはん濫注意水位を超え洪水のおそれがあるとき。 3.河川の決壊のおそれがあるとき。 4.火災の延焼のおそれがあるとき。 5.危険物の流出又は爆発のおそれがあるとき。 6.その他避難の勧告・指示を必要とするとき。	
15	蕨市	(避難準備情報の発令) 洪水注意報、その他避難に関係のある注意報が発令され、避難準備を必要とするとき。 (避難勧告避難指示の発令) 1)熊谷地方気象台から豪雨、台風等、災害に関する警報が発令され、避難を要すると判断されるとき。 2)関係機関から豪雨、台風等、災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3)河川(荒川)が避難判断水位[治水橋:10.8m,岩淵水文(上):7.0m]を突破し、洪水のおそれがあるとき。	なし
16	戸田市	避難準備情報については、下記の2点を発令の目安とする。 ・今後の雨量等により、荒川が避難注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがあるとき※荒川はん濫注意情報(洪水注意報)が発令されたとき ・その他諸般の状況から避難準備情報を要すると認められるとき 避難勧告については、下記の3点を発令の目安とする。 ・今後の雨量等により、荒川が避難判断水位に達し、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき※荒川はん濫警戒情報(洪水警報)が発令されたとき ・河川管理施設に異常(漏水・亀裂等)が確認されたとき ・その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき	
17	朝霞市	治水橋観測所の避難判断水位12.0mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位12.4mに到達した時点で避難勧告を発令する。	
18	志木市	荒川については、治水橋基準水位観測所において避難判断水位を超え、なお水位の上昇が認められ、避難準備情報伝達が必要な時避難準備情報を発令し、避難勧告については、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇が認められ、避難を要するときに発令する。	

(質問項目)		① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
No.	市町名	①-1 避難勧告等の発令基準	
		現 状	課 題
19	和光市	<p>(避難準備情報) 次のいずれかの状況になった場合 ①水位観測所の水位が、避難判断水位に到達し、かつ、はん濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ②水位観測所の水位が、避難判断水位に到達し、かつ、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに相当の降雨が予想される場合 ③避難判断水位を超えた状態が4時間継続した場合(堤防からの漏水等の発生の可能性が高まった場合) ④次に掲げる避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合 ・気象情報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>(避難勧告) 次のいずれかの状況になった場合 ①水位観測所の水位が、はん濫危険水位に到達した場合 ②水位観測所の水位が、避難判断水位を超えた状態で、はん濫警戒情報の水位予測等により、水位が堤防高を超えることが予想される場合(急激な水位上昇によるはん濫のおそれのある場合) ③異常な漏水等が発見された場合 ④上流域において、堤防の決壊、越水等、はん濫のおそれが高まり、はん濫の結果、当市まではん濫水の到達が予想される場合 ⑤次に掲げる避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合 ・判断する時点(夕刻)で、避難判断水位を超えた状態で、気象情報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・避難判断水位を超えた状態で、強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>(避難指示) 次のいずれかの状況になった場合 ①水位観測所の水位が、堤防天端高に到達する恐れが高い場合(越水・溢水の恐れのある場合) ②異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合 ③決壊や越水・溢水の発生、または、はん濫発生情報が発表された場合 ④上流域において、堤防の決壊、越水等、はん濫が発生し、当市まではん濫水の到達が予想される場合</p> <p>治水橋水位観測所：避難判断水位…10.80m、氾濫危険水位…11.10m</p>	
20	新座市	<p>(避難準備情報) ・災害の発生する可能性が高まり、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき ・河川水位の上昇や気象状況などから判断して、今後このような気象状況が続くと、避難を要する状況になる可能性がある場合 ・雨により、崖崩れなどの土砂災害に対する警戒が必要となるとき</p> <p>(避難勧告) ・川があふれたり堤防が壊れたりするような、洪水の危険や浸水のおそれがある場合 ・雨により、崖崩れなどの土砂災害の危険が高くなったとき</p> <p>(避難指示) ・破堤(堤防の決壊)、越水(堤防からの水の流出)、溢水(堀割河川からの水の流出)を確認した場合 ・河川管理施設の大規模な異常(堤防本体の亀裂、大規模な漏水等)を確認した場合 ・条件が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は危険区域に残留者がある場合 ・その他、市長が必要と認めた場合</p>	平成28年度に改訂された各種水位を反映しなければならない。
21	桶川市	<p>荒川水位観測所の避難判断水位4.8mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.6mを超えた時点で避難勧告を発令する。</p>	江川の氾濫による水難事故を未然に防ぐためにも、避難準備情報等が発令される前に周辺道路の交通規制や市職員の巡回を徹底する。
22	久喜市	<p>避難準備情報 ・暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・12時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想されるとき ・時間雨量が25mmを超え、又は超えるおそれがあるとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫注意水位」を超え、なお高まるおそれがあるとき</p> <p>避難勧告 ・局地的な災害が拡大したとき、あるいは拡大するおそれがあるとき ・時間雨量が70mmを超えるおそれがあるとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫注意水位」を超え、「氾濫危険水位」に近づいたとき</p> <p>避難指示 ・災害の全市的な拡大により、市域において床下、床上等の相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ・時間雨量が70mmを超えたとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき ・近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき ・関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、緊急に避難を要すると判断されたとき ・特別警報が発令されたとき ・その他人命に危険があると認められるとき</p>	
23	北本市	<p>荒川熊谷観測所の水位が氾濫注意水位3.5mに達し、更に上昇が予想される場合に避難準備情報を発令し、避難判断水位4.8mに達し、更に上昇が予想される場合に避難勧告を発令する。</p>	氾濫危険水位等の見直しがあったため、地域防災計画の修正が急務。
24	八潮市	<p>荒川熊谷観測所の避難判断水位5.30mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.90mを超えた時点で避難勧告を発令する。</p>	熊谷観測所は当市から離れており、熊谷観測所で氾濫危険水位を超過しても当市に到達するまで時間があり、すぐに避難勧告を発令する状況ではなく、タイミングが特定しづらい。 毎年、避難勧告等の水位が変わっており、また氾濫注意水位と避難判断水位を同じに設定されるなど、判断が出来ない状態にある。
25	富士見市	<p>荒川治水橋観測所の水位が10.80mを越えた時、避難勧告を発令する。</p>	
26	三郷市	<p>(避難勧告)荒川が氾濫し、堤防の決壊場所から三郷市が浸水想定区域となる場合。 (避難指示)荒川の氾濫水がおよそ6時間で到達する場合。</p>	市の約9割が浸水想定区域であるため、勧告を出す地域、タイミングの判断が難しい。
27	蓮田市	<p>・漏水等破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ・治水橋地点ではん濫危険水位(11.1m)に到達</p>	基準地点が市より下流で離れた箇所に位置するため、発令の判断材料としては弱い。

(質問項目)		① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
No.	市町名	①-1 避難勧告等の発令基準	
		現 状	課 題
28	坂戸市	<p>(避難準備情報)</p> <p>1～7のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報の発令判断をする。</p> <p>1 入西水位観測所の水位が避難判断水位(3.0m)に到達し、かつ氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれる場合</p> <p>2 入西水位観測所の水位が避難判断水位(3.0m)に到達し、かつ越生町越生の気象情報、降水短時間予報でさらに時間雨量30mm、又は累加雨量60mmの降雨が予想される場合</p> <p>3 入西水位観測所の水位が避難判断水位(3.0m)を超えた状況が2時間継続した場合(堤防からの漏水等の発生の可能性が高まった場合)</p> <p>4 坂戸水位観測所の水位が避難判断水位(3.2m)に到達し、かつ氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれる場合</p> <p>5 坂戸水位観測所の水位が避難判断水位(3.2m)に到達し、かつ飯能市吾野の気象情報、降水短時間予報でさらに時間雨量30mm、又は累加雨量60mmの降雨が予想される場合</p> <p>6 坂戸水位観測所の水位が避難判断水位(3.2m)を超えた状況が3時間継続した場合(堤防からの漏水等の発生の可能性が高まった場合)</p> <p>7 漏水等が発見された場合</p> <p>(避難準備情報(夜間・早朝の場合))</p> <p>1～2のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報の発令判断をする。</p> <p>1 大雨注意報や降水短時間情報により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合</p> <p>2 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し多量の降雨が予想される場合</p> <p>※基本的に夜間であっても、躊躇することなく発令する。</p> <p>(避難勧告)</p> <p>1～6のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告の発令判断をする。</p> <p>1 入西水位観測所の水位が氾濫危険水位で(3.2m)に到達した場合</p> <p>2 入西水位観測所の水位が避難判断水位(3.0m)を超えた状態で、氾濫注意情報(又は氾濫警戒情報)の水位予測により、堤防高を超えることが予想される場合</p> <p>3 坂戸水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.5m)に到達した場合</p> <p>4 坂戸水位観測所の水位が避難判断水位(3.2m)を超えた状態で、氾濫注意情報(又は氾濫警戒情報)の水位予測により、堤防高を超えることが予想される場合</p> <p>5 異常な漏水等が発見された場合</p> <p>6 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合</p> <p>(避難勧告(夜間・早朝の場合))</p> <p>1～6のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告の発令判断をする。</p> <p>1 判断する時点(夕刻)で、越辺川の入西水位観測所の水位が避難判断水位(3.0m)を超えた状態で、越生町越生の気象情報、降水短時間予報で、さらに時間雨量30mm、又は累加雨量60mmの降雨が予想される場合</p> <p>2 越辺川の入西水位観測所の水位が避難判断水位(3.0m)を超えた状態で降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し多量の降雨が予想される場合</p> <p>3 判断する時点(夕刻)で、高麗川の坂戸水位観測所の水位が避難判断水位(3.2m)を超えた状態で、飯能市吾野の気象情報、降水短時間予報で、さらに時間雨量30mm、又は累加雨量60mmの降雨が予想される場合</p> <p>4 高麗川の坂戸水位観測所の水位が避難判断水位(3.2m)を超えた状態で降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し多量の降雨が予想される場合</p> <p>(避難指示)</p> <p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難指示の発令判断をする。</p> <p>1 入西水位観測所の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合</p> <p>2 坂戸水位観測所の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合</p> <p>3 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 決壊や越水・流水の発生、又は氾濫発生情報が発表された場合</p>	
29	幸手市	荒川熊谷観測所の避難判断水位4.80mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.60mを超えた時点で避難勧告を発令する。	
30	鶴ヶ島市	<p>地域防災計画に基づき、避難勧告等を発表する基準を定めているが、水位に関する避難勧告等の発令基準は定めていない。</p> <p>(避難準備情報)</p> <p>雨水幹線(公共下水道)等の水位の上昇や気象状況などから判断して、今後このような気象状況が続くと、避難を要する状況になる可能性がある場合</p> <p>(避難勧告)</p> <p>雨水幹線(公共下水道)等があふれるような、洪水の危険や浸水のおそれがある場合</p> <p>(避難指示)</p> <p>条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は危険区域に残留者がいる場合</p> <p>参考資料:「30 鶴ヶ島市 添付資料」別紙1 鶴ヶ島市地域防災計画「第4章 風水害等応急対策計画第7節」</p> <p>・地域防災計画(あるいは水防計画等)で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。</p> <p>風水害-応急-81:基準設定不可(氾濫の規模、位置等により氾濫水の到達状況や浸水状況等が異なるため、洪水予報の情報のみでは判断が困難)</p>	荒川坂戸観測所で氾濫危険水位を超過しても、本市で河川を有していないことから、どの段階で避難勧告等を発表してよいか基準がない。
31	吉川市	<p>避難判断水位(治水橋:12m)で避難準備情報、氾濫危険水位(治水橋:12.4m)で避難勧告の発令の基準としている。</p>	<p>・降雨や水位の見込みや予想が難しい。</p> <p>・深夜や早朝の避難勧告の発令のタイミングの見極めが難しい。</p>
32	ふじみ野市	<p>避難判断水位(治水橋:12m)で避難準備情報、氾濫危険水位(治水橋:12.4m)で避難勧告の発令の基準としている。</p>	夜間に基準に達した場合の発令について
33	白岡市	荒川熊谷観測所の避難判断水位4.80mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.60mを超えた時点で避難勧告を発令する。	熊谷観測所は当市からは約35km離れており、熊谷観測所で氾濫危険水位を超過しても当市では河川水位が低く、避難勧告を発令する状況ではない。
34	伊奈町	<p>《避難勧告》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川が溢れたり堤防が壊れたりするような、洪水の危険や浸水の恐れがある場合 <p>《避難指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破堤、越水、溢水を確認した場合 ・河川管理施設の大規模な異常を確認した場合 ・条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は、危険区域に残留者がいる場合 	荒川が決壊した場合、当町への影響は決壊後約12時間と言われており、避難勧告等を発令するタイミングが難しい 町内に流れる小河川(綾瀬川・原市沼川等)が氾濫した場合の避難勧告等の発令基準が明確でない
35	三芳町	<p>避難勧告</p> <p>災害の発生が予測される場合、若しくは一部地区又は町域において次に示す状況となったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民の生命の危険が危惧される災害、集落の孤立、若しくは床上浸水その他生活に著しい支障をきたす被害が発生し又はその恐れが高まった場合 ●一部の避難所を開設する必要がある場合 ●県内に特別警報が発令された場合 ●関係河川が氾濫危険水位に到達した場合、若しくは避難判断水位を超過しさらに水位の上昇が見込まれる場合 ●夜間～早朝にかけて上記の状況になることが予測される場合 <p>避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●直ちに住民に命を守る行動をとらせる必要が生じたとき ●複数の避難所を開設する必要がある場合 ●三芳町に特別警報が発令された場合 ●決壊や越水・溢水の発生、又はその恐れが高まった場合、若しくは氾濫発生情報が発表された場合 ●町長が必要と認めた場合 <p>①氾濫注意水位(レベル2/氾濫注意情報・洪水注意報):(治水橋)AP7.50 ②避難判断水位(レベル3/氾濫警戒情報・洪水警報):(治水橋)API2.00 ③氾濫危険水位(レベル4/氾濫危険情報・洪水警報):(治水橋)AP12.40 ④氾濫の発生(レベル5/氾濫発生情報・洪水警報)</p>	
36	毛呂山町	気象台を含む関係機関からの通報があり、町職員、水防団による巡視等により、避難を要すると判断されるとき。	
37	越生町	該当なし	

(質問項目)		① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
No.	市町名	①-1 避難勧告等の発令基準	
		現 状	課 題
38	川島町	<p>熊谷水位観測所の避難判断水位5.3mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.9mを超えた時点で避難勧告を発令する。</p> <p>治水橋水位観測所の避難判断水位12.0mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位12.4mを超えた時点で避難勧告を発令する。</p> <p>菅間水位観測所の避難判断水位11.5mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位12.0mを超えた時点で避難勧告を発令する。</p> <p>小ヶ谷水位観測所の避難判断水位3.7mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位3.9mを超えた時点で避難勧告を発令する。</p> <p>入西水位観測所の避難判断水位3.0mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位3.2mを超えた時点で避難勧告を発令する。</p> <p>野本水位観測所の避難判断水位3.7mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位4.3mを超えた時点で避難勧告を発令する。</p> <p>坂戸水位観測所の避難判断水位3.2mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位3.5mを超えた時点で避難勧告を発令する。</p> <p>八幡橋水位観測所の避難判断水位4.3mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位4.5mを超えた時点で避難勧告を発令する。</p> <p>漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等を確認した時に避難勧告を発令する。</p>	熊谷及び治水橋の水位観測所は、当町から離れており、避難勧告や解除等のを発令するタイミングが難しい。
39	吉見町	<p>(避難準備情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別警報が発表されるなど、事前の浸水の危険性が予見できる場合 ・特別警報が発表されるなど、事前に浸水の危険性が予見できる場合 ・避難判断水位(熊谷水位観測所)に達し、更に水位の上昇のおそれがある場合 <p>(避難勧告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別警報が発表されるなど、事前に浸水の危険性が予見できる場合 ・はん濫危険水位(熊谷水位観測所)に達し、更に水位の上昇のおそれがある場合 ・漏水等堤防につながるおそれがある河川管理施設の異常を確認した場合 <p>(避難指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はん濫危険水位(熊谷水位観測所)を越えて上昇し、はん濫のおそれがある場合 ・堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水若しくは異常な漏水が発生したとき ・河川管理施設の異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認した場合 	
40	鳩山町	越辺川入西観測所の避難判断水位3.0mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位3.2mを超えた時点で避難勧告を発令する。	発令実績がないため、現時点での懸案が想定できないこと。
41	寄居町	<p>①避難準備情報(災害時要配慮者に対する避難情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生する可能性が高まり、災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき。 ・県及び熊谷地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・降雨量の増加、河川水位の上昇等の気象状況から判断して、今後このような気象状況が続くと、避難を要する状況になる可能性がある場合。 <p>②避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、一段とがけ崩れなどの土砂災害の危険が高くなったとき。 ・川があふれたりするような、洪水の危険や浸水のおそれがある場合。 <p>③避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、がけ崩れなどの土砂災害の著しい危険が切迫しているとき。 ・越水(河川からの水の流出)、溢水(堀割河川からの水の流出)を確認した場合。 ・河川管理施設の大規模な異常を確認した場合。 ・条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は危険区域に残留者がある場合。 	「指示」は「勧告」に比較し急を要する場合に用いられ拘束力も強いが、あくまで相対的なものであるため、発令の明確な判断基準がむずかしい。
42	宮代町	<p>(避難準備情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風・大雨・洪水等の警報が発令され、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・12時間以内に台風又は集中豪雨の接近が予想される時 ・時間雨量が30mm又は連続雨量が100mmを超え、又は超えるおそれがあるとき ・荒川の熊谷観測地点の水位がはん濫注意水位を超え、なお高まるおそれがあるとき <p>(避難勧告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ・時間雨量が40mm又は連続雨量が150mmを超えるおそれがあるとき ・熊谷観測地点の水位がはん濫注意水位を超え、はん濫危険水位に近づいたとき <p>(避難指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の全町的な拡大により、町域において床下・床上等の相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ・時間雨量が40mm又は連続雨量が150mmを超えたとき ・熊谷観測地点の水位がはん濫危険水位を超えたとき ・その他人命に危険があると認められたとき 	地域防災計画の見直しを検討中。
43	杉戸町	荒川(熊谷)が避難判断水位(4.80m)に達し、さらに水位の上昇が予想される時、避難勧告を発令する。	
44	松伏町	<p>避難準備情報: 荒川が氾濫し、町域への到達が予想される時。</p> <p>避難勧告: 氾濫水が町域に向かっている時。</p> <p>避難指示: 氾濫水が町域に迫っている時。</p>	避難判断マニュアルの作成を検討中

【質問項目】		① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
No.	市町名	①-2 避難勧告発令単位	
		現 状	課 題
1	さいたま市	町丁目	
2	川越市	各河川の浸水想定区域を基に各地区単位で発令。 避難勧告等判断・伝達マニュアル【水害編】参照「2 避難勧告等の発令の判断基準」	区域が広範囲になるため、避難が不要なところにも発令する恐れがある。
3	熊谷市	記載なし(添付資料確認)	破堤地点が不明なため、避難勧告等を発令すべき対象区域の特定が難しい。
4	川口市	浸水想定区域図、過去の災害実績と参考として、雨量などから災害の規模を推定して避難すべき区域を設定する。	広範囲にわたる浸水想定区域において、発令区域の特定が難しい。
5	行田市	浸水想定を考慮し、地区別に発令する。	
6	加須市	町丁目、施設単位で発令。	
7	東松山市	浸水想定区域を中心に発令する。	避難の必要が無い
8	春日部市	破堤地点が不明なため、避難勧告を発令すべき地区を特定していない。	
9	羽生市	浸水想定区域図、過去の災害実績を参考に、雨量などから災害の規模を想定し、避難すべき区域を設定する。	
10	鴻巣市	浸水想定区域図、過去の災害実績を参考に、雨量などから災害の規模を想定し、避難すべき区域を設定する。	
11	深谷市	各河川別に避難すべき区域を設定することを基本とするが、事態の推移を勘案し、本部事務局が最終的な判断を行う。	
12	上尾市	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの対象地区を参考(主に市内大字ごと)に発令する。	決壊場所や洪水規模により対象地区が変わるため、地域を特定するのが難しい。
13	草加市	市全体発令及び必要に応じて隣接市区連絡	
14	越谷市	記載なし(添付資料確認) 参考資料	
15	蕨市	避難を要請する地域(浸水履歴がある地域等)、避難を要する危険地域の市民や要配慮施設に対し発令する。	なし
16	戸田市	荒川の氾濫の際には、市内全域が水没するため、発令単位は市全域となる。	
17	朝霞市	洪水予報等を目安に、避難を要する地域の住民に対し避難勧告を発令する。	
18	志木市	特に定めていない。状況に合わせて行う。	
19	和光市	明確な区域分けはしていない	
20	新座市	「新座市洪水ハザードマップ」による河川氾濫の浸水想定区域及び内水氾濫の履歴区域(町丁目)	
21	桶川市	桶川市洪水ハザードマップの浸水想定区域の住民を対象に、避難勧告又は避難指示を発令する。	浸水想定区域外の住民にも、浸水区域に近づかないよう周知を徹底する。
22	久喜市	特に定めていない	避難勧告発令単位について明確にする必要がある。
23	北本市	危険地域を判断し発令。	破堤地点が不明なため、避難勧告を発令すべき地域の特定が難しい。
24	八潮市	市内全域に発令する。	荒川から当市は離れており、避難勧告を発令すべき地区を特定出来ないため、全域となる。
25	富士見市	重要水防箇所等を確認し、発令対象地域を検討する。	
26	三郷市	発令単位について定めはない。	発令単位を定めていないため、発災時にそれらを判断しなければならない。
27	蓮田市	地域防災計画に基づいて、浸水想定区域内を元荒川左岸地区、右岸地区で分けた対象地区としている。	発令地区の特定が難しいため、ピンポイントでの避難勧告が困難である。
28	坂戸市	規定なし。	破堤地点が不明なため、避難勧告を発令すべき地区が特定できない。
29	幸手市	市内全域	
30	鶴ヶ島市	特に定めていない。	
31	吉川市	・自治会単位	・破堤地点が不明なため、避難勧告を発令すべき地区が特定出来ない。
32	ふじみ野市	自治組織(自治会・町会)の範囲を基準単位としている。	自治組織の範囲での発令で問題がないかどうか
33	白岡市	市内の行政区(45行政区)ごとに発令。	
34	伊奈町	町内を分割し発令する等の基準はない	特になし
35	三芳町		
36	毛呂山町	各エリア毎に発令。	
37	越生町	該当なし	
38	川島町	災害の発生状況により、発令区域を設定する。	破堤後の状況が不明なため、発令すべき地区が特定出来ない。
39	吉見町	特に定めなし	
40	鳩山町	浸水害想定区域がおおよそ特定されているため、行政区名称に地区名等を追記する形で行う。	浸水想定区域以外における発令単位
41	寄居町	特に定めがないが、行政区単位を想定している。	
42	宮代町	全町 又は 字、丁目	地域防災計画の見直しを検討中。
43	杉戸町	内水の状況により、その都度判断する。	避難勧告等のエリア設定が難しい。
44	松伏町	なし	破堤地点が不明なため、避難勧告を発令すべき地区が特定出来ない。

【質問項目】		① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
No.	市町名	①-3 避難場所・避難経路	
		現 状	課 題
1	さいたま市	さいたま市防災ガイドブックやハザードマップにより周知している。	
2	川越市	川越市洪水ハザードマップにより周知している。	避難経路について、想定通りの浸水となるかは状況によるため、設定が難しい。また、浸水想定区域が広範囲のため、避難場所への移動が困難である。
3	熊谷市	熊谷市防災ハザードマップ(平成28年3月作成)、熊谷市くらしのカレンダー(毎年作成)を全戸配布し、周知している。	熊谷市は、利根川及び荒川の二大河川の想定浸水区域があり、同時破堤した場合、避難場所が限定される。
4	川口市	洪水ハザードマップにより指定している。	近隣地区からの避難者受入れ計画の策定。
5	行田市	行田市洪水ハザードマップにより周知している。	避難経路策定に努める。
6	加須市	加須市ハザードマップにより周知している。	
7	東松山市	東松山市洪水ハザードマップで避難場所の周知しているが避難経路は図示されていない。	同ハザードマップへの避難経路の図示。
8	春日部市	・ハザードマップやホームページで避難場所を掲示している。 ・浸水の生じない場所又は2階以上の建物を有する公共施設等を緊急避難場所とし、そのうち、建物を有する箇所を避難所として指定している。 ・市のポータルサイト(オラナビ)や各駅の避難場所案内看板等で避難場所への案内をしている。なお、避難場所案内看板にはQRコードによる案内もしている。 ・自主防災訓練等において、冠水時は自助の取り組みとして自宅などの屋内退避や2階以上への垂直避難をお願いしている。	
9	羽生市	羽生市ハザードマップにより周知している。	旧荒川水系洪水浸水想定に基づいたハザードマップとなっているため、今後改定の必要がある。
10	鴻巣市	鴻巣市防災マップにより周知している。	
11	深谷市	避難場所についてはハザードマップや市ホームページにおいて市民へ周知している。	避難経路は定めていない。
12	上尾市	上尾市災害ハザードマップにより周知している。	水害想定地域を対象とした啓発活動をする必要がある。
13	草加市	ハザードマップにより周知	
14	越谷市	周知等に係る回答なし(添付資料確認)	
15	蕨市	周知等に係る回答なし(添付資料確認)	なし
16	戸田市	戸田市ハザードブックにて、広域避難(さいたま市の高台へ避難)を周知している。	
17	朝霞市	朝霞市洪水避難マップにより周知している。	
18	志木市	志木市ハザードマップにより周知している。	
19	和光市	和光市防災ガイドマップで周知	最新版の作成が必要
20	新座市	避難場所は地域防災計画書で周知。	
21	桶川市	桶川市洪水ハザードマップにより周知している。	降雨量によっては使用することが困難な避難場所があるため、その事態に対応できるように、避難場所の周知を再度徹底する。
22	久喜市	指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所について、久喜市防災ハザードマップ等により周知している。避難経路については特に設定しておらず、防災講座等の際に、住民に避難経路の事前確認について呼び掛けている。	
23	北本市	避難場所は北本市洪水ハザードマップにより周知しているが、避難経路は標記していない。	新たな洪水ハザードマップの策定が急務。
24	八潮市	避難場所は、市ホームページ及び八潮市洪水ハザードマップにより周知しているが、避難経路の特定は出来ていない。	八潮市は町域のほぼ全域が想定浸水範囲となっており、広域避難計画が未策定である。
25	富士見市	富士見市洪水ハザードマップにより周知	避難経路は定めておらず、住民の判断に任されている。
26	三郷市	周知等に係る回答なし(添付資料確認)	市内に高台が少ないので、避難場所、避難経路について臨機応変に対応する必要がある。
27	蓮田市	避難場所について洪水ハザードマップにより周知している。	各地域住民による避難経路の設定が必要。
28	坂戸市	避難場所については、防災マップにより周知している。避難経路については、大まかな方向だけ定めている。	どの方向から浸水するか不明なため、避難経路の設定が難しい。
29	幸手市	幸手市洪水ハザードマップにより周知している。	
30	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市避難場所・避難所マップにより周知している。	高麗川を保有している坂戸市から、避難してくる住民が想定されることから、広域避難計画の策定が急務である。
31	吉川市	・指定緊急避難場所、指定避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌、その他情報発信ツールにより周知している。 ・避難経路は現場の状況や居住地により異なると思う。出前講座等で避難経路の選定方法や、避難時の注意点等を周知している	・大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 ・大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。
32	ふじみ野市	ふじみ野市ハザードマップにより周知している。	
33	白岡市	白岡市ハザードマップにて周知を行う。	
34	伊奈町	伊奈町ハザードマップを全戸配布し周知に努めている。	自主防災組織とのさらなる連携の必要性あり。
35	三芳町		
36	毛呂山町	ハザードマップにより周知している。	
37	越生町	該当なし	
38	川島町	川島町洪水ハザードマップにより周知している。	当町は町域のほぼ全域が想定浸水範囲となっており、広域避難計画の策定が必要。
39	吉見町	吉見町洪水ハザードマップにより周知している。	避難経路の明確化
40	鳩山町	避難場所は地区ごとに鳩山町水害ハザードマップにより周知しているが、避難経路は地区ごとに設定されている。	行政区が複数地区にまたがっていることにより、指定避難所が複数となっていること。
41	寄居町	避難場所についてはハザードマップに掲載しているが、避難経路については、掲載なし。	避難経路の表示方法等について検討を要する。
42	宮代町	周知等に係る回答なし(添付資料確認)	地域防災計画の見直しを検討中。
43	杉戸町	杉戸町洪水ハザードマップにより周知している。	
44	松伏町	指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。これらは、町ホームページで情報を公開している。	避難経路については未策定のため、今後検討する。

(1)現状の水害リスク情報や取組状況の共有

【質問項目】		① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
No.	市町名	①-4 住民等への情報伝達の体制や方法	
		現 状	課 題
1	さいたま市	避難勧告・指示を発令した場合は、下記伝達手段により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 市HP、防災課HP、テレ玉データ放送(Lアラート)、フェイスブック、ツイッター、エリアメール・緊急速報メール、防災行政無線、広報車	要配慮者への情報周知
2	川越市	避難勧告等の周知には下記的手段にて、伝達する。 ・防災行政無線(同報系) ・広報車、消防車両 ・自主防災組織(地区・自治会)の会長へ電話、FAX ・市ホームページへの掲載 ・緊急速報メール ・ツイッター ・防災情報メール ・ケーブルテレビによる放送及び文字表示 ・埼玉県災害オペレーションシステムによる埼玉県防災情報メール、Lアラート ・避難行動要支援者関連施設へ電話、FAX 避難勧告等判断・伝達マニュアル【水害編】参照 「5 避難勧告等の伝達」	降雨時には、防災行政無線が聞き取りづらいことが想定される。
3	熊谷市	避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、市職員・消防団員による巡視等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自治会又は自主防災組織への電話 ・緊急速報メール、インターネット(HP、ツイッター、フェイスブック)による情報伝達 ・ファクシミリによる関係各所への一斉送信 ・防災行政無線(放送内容確認テレフォンサービス含む)、広報車の利用 ・県災害オペレーション支援システムを利用したLアラートへの情報配信(ラジオ、テレビ等報道機関への広報協力要請)	インターネットや携帯電話等を利用しない方への情報伝達。近年は、防災行政無線の放送内容確認テレフォンサービスや、Lアラートへの情報配信によるラジオ、テレビでの広報等の対策を講じているところである。
4	川口市	防災行政無線(サイレン含む)、ホームページ、エリアメール、防災メール、Lアラート、テレビ放送(JCOM)、コミュニティFM放送(FMかわぐち)、広報車、消防車(消防団)、町会・自治会を介しての伝達、公共施設への掲示	様々な情報伝達方法があることを市民へ周知徹底すること。
5	行田市	洪水予報等が発令された場合は、防災行政無線、広報車、行田ケーブルテレビ、ホームページ、緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック等を活用し、防災関係機関、防災拠点、市民、事業所等に対し情報等を迅速に伝達する。	高齢者や要支援者への情報周知
6	加須市	避難勧告・指示等の災害情報は、防災行政無線、ネットメディア、広報車、ファックス、広報紙・チラシ・張り紙、臨時災害FM放送局などの情報媒体により伝達する。	
7	東松山市	避難勧告を発令した場合は、防災行政無線放送、消防団員による巡視・広報、対象地区自治会会長への電話連絡を行い、情報の伝達を行う。また、携帯電話へのメール配信、市のホームページへの掲載を行う。	防災行政無線放送は暴風雨等で窓を閉め切りの状態では聞き取りづらい。防災情報が配信されるメールへの登録の案内をしているが、登録者が増えない。
8	春日部市	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラートの協力を得て広報を行う。 ・各自治会あて一斉FAXを利用し、情報を提供する。	
9	羽生市	住民へ防災行政無線、広報車等を通じて情報伝達する。併せて消防団員、自主防災組織等の協力を得て、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図る。 なお情報伝達を迅速かつ的確に行うため、メール配信サービス、緊急速報エリアメール、アマチュア無線、タクシー無線、市ホームページ、twitter等公式ソーシャルメディア、道路情報表示板等を有効的に活用する。	情報伝達媒体(メール、インターネット等)の活用度が低い高齢者等への対応
10	鴻巣市	①防災行政無線 ②広報車 ③ハンドマイク ④インターネット ⑤携帯電話 ⑥回覧板 ⑦掲示板 ⑧臨時広報紙 ⑨コミュニティ放送 ⑩テレビ埼玉	
11	深谷市	防災行政無線、深谷市メール配信サービス、テレビ埼玉dメニュー、テレドーム、緊急速報メール、広報車、Lアラートなどの伝達手段により周知を行う。	全市民への周知は不可能である。
12	上尾市	防災行政無線(同報系)、広報車、消防車両により、対象地区の住民全般に伝達する。事務区長または自主防災会長に電話により伝達する。 エリアメール、インターネット、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ等報道機関の活用など。	住民側からも災害情報を入手してもらうように啓発していく必要がある。
13	草加市	[市]対象地域住民に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車、口頭等により避難勧告等を伝達、インターネットのホームページ等に掲載 [消防]消防団員、消防車両、口頭等により伝達、自主防災組織等の協力による組織的な伝達 [放送機関]市は各放送機関に避難勧告・指示の内容の放送を要請	高齢者等災害弱者への情報周知
14	越谷市	防災行政無線、広報車、サイレン又は警笛、報道機関、口頭伝達、標識、ホームページ、緊急速報メール(エリアメール)等	
15	蕨市	防災行政無線、広報車、サイレン、標識等、インターネット、口頭伝達、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)等	なし
16	戸田市	避難準備情報、避難勧告・指示を防災行政無線(固定系)及びホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス、広報車、拡声器を使用しての現場での指示など様々な方法を使って、情報伝達を行う。	
17	朝霞市	避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、メール配信サービス、エリアメール等で伝達する。	高齢者への情報周知
18	志木市	避難勧告の発令において、防災行政無線、メール配信サービス、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、テレビ、ラジオ、コミュニティ放送(FM)、広報車、緊急速報エリアメール等で伝達する。埼玉県災害オペレーションシステムを介しLアラートへも配信する。	高齢者等の情報伝達電子媒体以外の活用
19	和光市	防災行政無線、広報車、広報掲示板、ホームページ、職員及び消防団員による伝達、緊急速報メール、和光市防災防犯情報メールなど	避難行動要支援者への対応
20	新座市	防災行政無線、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、災害広報誌、チラシ、ホームページ、電話、ファクシミリ、広報車、サイレン、標識等、口頭伝達	
21	桶川市	・防災行政無線 ・桶川市防災情報メール ・桶川市HP ・広報車 ・電話 ・テレビ等報道機関への広報依頼	・大雨等の気象条件によっては、防災行政無線や広報車による情報伝達が困難な場合があるため、桶川市防災情報メールへの登録を促進する。 ・高齢者への情報周知を再度確認する。
22	久喜市	・防災行政無線 ・広報車 ・インターネット、メール ・テレビ、ラジオ ・標識など ・口頭伝達 ・関係機関の広報(消防車、パトカー)	豪雨などの場合は雨音で防災行政無線等の音がかき消されてしまうこともあるため、防災行政無線メール等、代わりとなる情報伝達手段の周知を今後も図っていく。

【質問項目】		① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
No.	市町名	①-4 住民等への情報伝達の体制や方法	
		現 状	課 題
23	北本市	避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、市職員・消防団員・自主防災組織による巡視等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 北本市防災メール、インターネット、防災行政無線、広報車の利用、広報依頼 ラジオ、テレビ等報道機関への広報協力要請	高齢者への情報周知
24	八潮市	避難勧告等は、防災行政無線、広報車、エリアメール、市ホームページ、一斉FAX、Lアラート等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。	聴覚障害者等の避難行動要支援者への情報周知。
25	富士見市	防災行政無線、防災メール、広報車、ホームページ、ツイッター等様々な方法により関係地内の人々すべてに伝わるように留意する。	住民の情報収集力、意識の格差。
26	三郷市	防災行政無線および広報車、インターネット回線に被害を受けていない場合は、三郷市公式サイト、SNS、地デジデータ放送、緊急速報メール等の活用や消防団、報道危険を通じて実施する。	高齢者等への情報周知。 防災無線が聞き取りづらい。 市のホームページ、SNS、ツイッター等の定期的な更新が追いつかない。
27	蓮田市	避難勧告等の伝達手段・伝達先(地域防災計画) 避難勧告等発令の際は、市水防本部から各課を通じ、住民、自治会、自主防災会、報道機関等へ防災行政無線、メール配信、緊急速報メール、ホームページ、広報車、電話等を使って伝達する。	高齢者や要配慮者への的確な伝達が課題。
28	坂戸市	現状に係る回答なし(添付資料は洪水予報や避難勧告基準等の情報の種類)	降雨の状況では、防災行政無線は聞こえない。
29	幸手市	避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、消防団車両、区・自治会長等を通じた連絡等により、伝達する。 ・エリアメール、防災・防犯情報メール、テレフォンサービス、防災行政無線、広報車、ホームページ ・広報依頼、県の災害オペレーション支援システムのLアラートを通じて報道連携	
30	鶴ヶ島市	地域防災計画に基づき、避難勧告・指示を発令した場合は、市防災行政無線(固定系)、広報車、市職員による巡視等により情報伝達する。 ・市防災行政無線(固定系) ・広報車 ・ホームページ ・テレビ・ラジオ ・標識等 ・口頭伝達 ・SNS	情報伝達体制や方法について定めているが、どのタイミングで情報を伝達するかが決まっていない。
31	吉川市	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となる。
32	ふじみ野市	防災行政無線、広報車、緊急速報メール(エリアメール)、Lアラート(埼玉県システム)など	
33	白岡市	防災行政無線、ホームページ、広報車、登録制メール、エリアメール、回覧、協定を締結しているケーブルテレビ等の報道機関への広報協力要請。	災害時要配慮者への情報周知
34	伊奈町	避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、消防団員による巡視等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 伊奈町登録制緊急情報メール 携帯各社エリアメール、町HP、防災行政無線、広報車の利用、ラジオ、テレビ等報道機関への広報協力要請	高齢者や視聴覚障害者等への情報伝達
35	三芳町		工業地帯企業への周知と避難誘導体制
36	毛呂山町	防災行政無線、消防団広報車、エリアメール、町ホームページ、区長等への電話連絡のほか災害オペレーションシステムを活用。	
37	越生町	該当なし	
38	川島町	避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、町ホームページ、登録制メール、エリアメール、市町村データ放送、ケーブルテレビデータ放送、広報車で伝達する。	高齢者への伝達が課題。
39	吉見町	防災行政無線(固定系)、ホームページ、公式ツイッター、公式フェイスブック等を活用し、住民に注意を喚起する。 なお、浸水想定区域内にある要配慮者関連施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)に対して避難準備情報等の避難情報をファクシミリなどにより伝達するものとする。	
40	鳩山町	地域防災計画により、避難勧告・指示を発令した場合は防災行政無線、広報車、消防機関等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。 防災行政無線、エリアメール、インターネット、広報車、加入電話、Lアラート、テレビ等報道機関への広報協力要請	高齢者や障害者などの要配慮者への情報周知
41	寄居町	防災行政無線、メール配信、町ホームページ、広報車、電話等	
42	宮代町	防災行政無線(固定系)、防災行政無線テレホンサービス、インターネット・防災ツイッターによる情報の伝達、緊急速報エリアメールの活用、自動販売機災害時メッセージボードの活用、テレビ、ラジオを通じての情報伝達(報道機関担当)、広報車による情報伝達、消防団による情報伝達、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達	地域防災計画の見直しを検討中。
43	杉戸町	避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、町職員・消防団員による巡視等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して伝達する。 (Lアラートによるテレビでのお知らせ、エリアメール、防災行政無線、広報車)	
44	松伏町	防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、Lアラート、報道機関の協力を得て、広報を行う。 自主防災組織等の地域のコミュニティとの協力、連携により、住民への周知漏れを防ぐ。	

(1)現状の水害リスク情報や取組状況の共有

別紙1-②

【質問項目】		① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
No.	市町名	①-5 避難誘導体制	
		現 状	課 題
1	さいたま市	自治会、自主防災組織、民生委員、市職員、消防団員等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	
2	川越市	市職員、警察、消防職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。 避難勧告等判断・伝達マニュアル【水害編】参照 「3 発令に必要な準備」	広域的な避難が必要となった場合は人手不足
3	熊谷市	消防職員、消防団員又は警察官が行う。なお、自主防災組織はこれらの機関に協力する。	広域的な避難が必要となった場合は人手不足
4	川口市	市職員、消防局、消防団、警察官、自主防災組織、自衛官、その他市長または知事の命を受けた職員が避難誘導を行う。	避難行動要支援者の避難方法の検討。
5	行田市	避難行動要支援者等の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。また、安全に避難誘導するため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。	広域的な避難が必要となった場合は人手不足
6	加須市	市職員、警察官、消防職員・団員、自主防災組織、自治協力団体等が協力して行う。	
7	東松山市	市職員、消防団員、自治会・自主防災組織が連携して避難誘導を行う。	暴風雨時や夜間の避難誘導は大変危険な作業であるため、安全管理面での指導の徹底が必要。
8	春日部市	・安全な避難活動を実施するために、避難路の指定、避難場所標識の整備、誘導体制の確立を整備している。 避難行動要支援者名簿を作成、及び要援護の届出制度により自治会等による支援体制を図っている。 また、自主防災訓練時に避難経路の確認や、家庭で家族会議を開き、連絡方法や避難場所の確認をお願いしている。	
9	羽生市	市は、あらかじめ自主防災組織における避難誘導組織を整備するよう指導するとともに、消防、警察と自主防災組織等と連携し、安全な場所(原則避難所)へ避難誘導を行う。	
10	鴻巣市	避難に当たっては、自治会単位とし、指定避難所は、小学校の通学区域にある指定避難所を原則とするが、被災状況に応じ最寄りの指定避難所とする。 市は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの自力避難が困難な人、また地理に不案内な人、日本語を解さない人等の避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。 なお、既に河川がはん濫している場合には、避難所への移動がかえって危険を生じることがあることから、自宅の上階部分や、居住場所に近い高い建物の安全が確保された屋内などに留まるという避難行動(屋内での待避等安全確保)も重要であることに留意する。 避難誘導は「救援避難部」が消防本部、警察、消防団、自治会及び自主防災会等の協力を得て実施する。 避難経路は定めていない。	
11	深谷市	避難誘導は「救援避難部」が消防本部、警察、消防団、自治会及び自主防災会等の協力を得て実施する。 避難経路は定めていない。	
12	上尾市	市職員、自主防災会など地域と連携して避難誘導に努める。	避難誘導に必要な人数を確保できるかどうか。
13	草加市	市職員、消防職員、消防団員、警察官等は相互に協力し、避難者を避難所又は避難場所へ誘導し安全に移送	
14	越谷市	市は、職員と状況に応じて適切に配置するとともに、自主防災組織、自治会、消防、警察、民生委員・児童委員、福祉関係機関等との連携を図り、地域住民の避難誘導を実施する。	
15	蕨市	1) 避難誘導の基本方針 消防長及び自主防災会は、市域の実情に応じた避難路により市民を誘導する。水害初期の段階では、巡回パトロール等により上層階への避難等呼びかける。要配慮者施設の管理者は、避難確保計画に基づき的確な避難を行う。 2) 大規模な水害時の避難誘導 荒川はん濫等の大規模な水害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本市は、水害時における指定緊急避難場所や、指定避難所への避難誘導を行う。また、洪水で逃げ遅れた人等についてはボートによる救出活動を行い、安全な場所へ避難させる。	なし
16	戸田市	原則は住民の自主避難とするが、災害の規模、状況に応じて安全な空地又は最も近い避難所、緊急避難所、建物の高層階等へ自主防災会、各施設の管理者及び職員、各事業所の防火管理者、防災管理者及び管理責任者、乗務員などが誘導担当者として避難誘導を行う。 市職員、消防団員、自主防災組織、民生委員等の地域防災の担い手が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	
17	朝霞市	市職員、消防団員、自主防災組織、民生委員等の地域防災の担い手が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	
18	志木市	市職員、消防団員、高齢者、障がい者、乳幼児などの自力避難が困難な人、日本語を話さない人等要配慮者の確実な避難のため避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織、自警消防隊、町内会等と連携し、安全で迅速な避難を図る。	
19	和光市	職員、消防団員、防災リーダー等が誘導	人数に限りがある
20	新座市	避難誘導は、「援護班」が、消防本部、警察、消防団員、町内会及び自主防災会等の協力を得て実施するものとする。	
21	桶川市	市職員、消防団員、自主防災組織が連携して市民の避難誘導などを行う。	消防団員及び自主防災組織に効率良く避難誘導等を行っていくため、市職員を中心とした浸水時の行動パターンの確認を行う。
22	久喜市	避難誘導は、勧告・指示を出した機関が行う。 なお、災害発生初期段階においては、消防団員、自主防災組織が避難誘導にあたる。	
23	北本市	市職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	広域的な避難が必要となった場合は人手不足
24	八潮市	市職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	公助だけでは、人手不足のため、自助・共助の育成が必要。
25	富士見市	行政、消防、地域が連携して安全な地区への誘導に努める。	
26	三郷市	消防本部、警察、消防団員、自治会及び自主防災組織等の協力を得て実施する。	計画上、避難誘導の体制は整っているが実際にどの程度まで誘導できるのかは不明である。
27	蓮田市	避難勧告又は指示が発せられた場合、市職員、消防職員、消防団員が連携し、自治会、自主防災組織の協力を得て、避難場所等安全な芭蕉に市民等の誘導に努める。	広域的な避難の場合は、人員が不足する。現実的に、自治会等との協力体制が整っていない。
28	坂戸市	・避難に当たっては、要配慮者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。 ・自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。	
29	幸手市	市職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	広域的な避難が必要となった場合は人手不足
30	鶴ヶ島市	市職員、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、あるいは自治会、自主防災組織の協力を得て、避難誘導に努める。	広域避難が必要となった場合は人手不足
31	吉川市	・避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、状況に応じ、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。	・市職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。

【質問項目】		① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
No.	市町名	①-5 避難誘導体制	
		現 状	課 題
32	ふじみ野市	市職員、消防団、消防などと協力して、避難勧告の発令範囲から避難場所などへの誘導に努める。	水防工法と避難誘導のバランス
33	白岡市	市職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	広域的な避難が必要となった場合は人員不足
34	伊奈町	消防署、消防団員、町職員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める	広範囲の避難や、それに伴う情報周知が必要となった場合に、人員が不足する可能性大
35	三芳町		工業地帯企業への周知と避難誘導体制
36	毛呂山町	町職員、消防団員、自主防災組織が連携して避難誘導に努める。	
37	越生町	該当なし	
38	川島町	水(消)防団及び自主防災組織と連携し、避難路の状況等を適宜判断し、安全な経路を選び誘導する。 避難行動要支援者に対しては、消防署員、水(消)防団員、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の協力を得て、避難誘導を行う。	広域的な避難が必要となった場合は、人手や輸送手段が不足する。
39	吉見町	危機管理班、福祉班、関係各班により実施する。	
40	鳩山町	町職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	具体的な避難誘導体制が地域防災計画未整備
41	寄居町	・避難誘導は、消防本部、警察、消防団員、住民組織及び自主防災組織等の協力を得て施すものとする。 ・誘導者は、できる限り危険な道路、橋、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施する。 ・誘導にあたっては、土砂災害警戒区域等を踏まえてできるだけ住民組織単位の集団避難を行うものとする。 ・避難行動要支援者は、状況により適当な場所に集合し車両等により輸送する。 ・携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をおこさない最小限度のものとする。	防災関係団体との連携することが重要であるため、事前調整をしておく必要がある。
42	宮代町	消防職員、消防団、自主防災組織等と協力して避難場所等安全な場所に町民を誘導又は移送する。	広域的な避難が必要となった場合、人手不足。
43	杉戸町	自主防災組織の協力を得て、避難誘導を行う。	
44	松伏町	・住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会、消防団が行う。 ・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織、民生委員、児童委員等が支援する。 ・学校・幼稚園・保育園の園児、児童、生徒や、社会教育施設の利用者は、施設管理者が誘導する。	広域的な避難が必要となった場合は人手不足

【質問項目】		① 情報伝達、避難計画等に関する事項	
No.	市町名	①-6 その他ご意見があれば記入して下さい。	
		現 状	課 題
1	さいたま市		
2	川越市		市民に対して、「立ち退き避難」と「屋内安全確保」の判断や、複数の河川が増水した場合の避難などをどのように周知すべきか。
3	熊谷市		
4	川口市		
5	行田市		
6	加須市		
7	東松山市		
8	春日部市		
9	羽生市		
10	鴻巣市		
11	深谷市		
12	上尾市		
13	草加市		
14	越谷市		
15	蕨市	なし	なし
16	戸田市		
17	朝霞市		
18	志木市		
19	和光市		
20	新座市		
21	桶川市		
22	久喜市		
23	北本市		
24	八潮市		
25	富士見市		
26	三郷市		
27	蓮田市		
28	坂戸市		
29	幸手市		
30	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市の一部が洪水浸水想定区域に指定されたばかりで、水防計画等の作成がまだである。	水防計画等の作成が急務である。
31	吉川市		
32	ふじみ野市	ふじみ野市の場合は内水が発生してから、外水という時系列で被害が発生することが予想される。	水防業務と避難勧告発令業務のバランス
33	白岡市		
34	伊奈町		
35	三芳町		
36	毛呂山町		
37	越生町	該当なし	
38	川島町		破堤点ごとの洪水浸水想定区域図による避難計画を検討する必要がある。
39	吉見町		
40	鳩山町		
41	寄居町		
42	宮代町		
43	杉戸町		
44	松伏町		

(1)現状の水害リスク情報や取組状況の共有

【質問項目】		②-1 河川水位等に係る情報提供	
No.	市町名	現 状	課 題
1	さいたま市	さいたま市河川課から市関係各所へ連絡している。	
2	川崎市	荒川上流河川事務所及び埼玉県川越県土整備事務所からFAXで情報提供有り。	
3	熊谷市	水防本部(熊谷市管理課)から水防団長へ電話連絡している。 水防本部(大里行政センター)から水防団長へ電話連絡している。	
4	川口市	災害対策本部または消防局から消防団に電話等により伝達している。	
5	行田市	水防主管課である管理課から消防本部へ、消防本部から消防団へ電話連絡している。	
6	加須市	災害対策本部から水防団へ電話連絡している。	
7	東松山市	防災所管課から水防監視班へ電話連絡する。 警報が発令された場合は、消防団の出動要請を行う。	
8	春日部市	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から消防本部に伝達し、消防団へ連絡することとしている。 ・当市における水防団は市職員のため、職員配信メールを活用し、情報提供を行うこととしている。	
9	羽生市	災害対策本部から水防団へ連絡する。	
10	鴻巣市	災害対策本部から水防団へ電話連絡している。	
11	深谷市	消防本部からの災害メール及びサイレン吹鳴により情報伝達を行っている。	
12	上尾市	災害対策本部から自主防災会へ連絡する。	
13	草加市	水防団は消防団が担う。上記「住民等への情報伝達の体制や方法」に同じ	
14	越谷市	本部から水防パトロール員に情報提供している。	
15	蕨市	荒川左岸水害予防組合管理者からの指示に基づき、都市整備部道路公園課から消防本部、団長消防署各分団へ連絡している。	なし
16	戸田市	荒川左岸水害予防組合管理者からの指示に基づき、都市整備部道路河川課から水防団を統括する消防本部総務課に連絡し、総務課が水防団に指示する。	
17	朝霞市	災害対策本部から水防団へ連絡している。	
18	志木市	河川管理者からのFAX等の水位情報を災害対策本部より電話、無線等で消防団へ連絡する。	
19	和光市	水防団(消防団)に電話連絡	
20	新座市	災害対策本部から消防団へ連絡している。	
21	桶川市	災害対策本部(又は安心安全課)から消防団長へ電話連絡している。	
22	久喜市	水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。	
23	北本市	災害対策本部から消防団(水防員)へ電話連絡している。	
24	八潮市	市ホームページなどで川の防災情報をリンクするなど情報発信。	気象情報と違い、市民が河川情報を入手することは比較的困難である。
25	富士見市	市から人間東部地区消防組合へ連絡する。	
26	三郷市	消防本部を経由し水防団へ連絡	
27	蓮田市	水防本部から消防を通し、情報提供。	
28	坂戸市	防災行政用無線、公式メール配信サービス等で情報提供。	
29	幸手市	災害対策本部から水防団へ電話連絡。	
30	鶴ヶ島市	水防団は設置されていません。	
31	吉川市	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡をしている。	
32	ふじみ野市	災害対策本部(危機管理防災課)から消防へ連絡し、消防から消防団へ連絡することとなっている。	
33	白岡市	消防署を通して消防団(水防団)へ連絡をしている。	
34	伊奈町	災害対策本部から消防団を所管する消防本部に連絡	参集する消防団員の人員不足
35	三芳町		
36	毛呂山町	災害対策本部から水防団本部に電話連絡している。	
37	越生町	該当なし	
38	川島町	災害対策本部から水防団長へ電話連絡している。	
39	吉見町	災害対策本部から水防団へ電話連絡。	
40	鳩山町	災害対策本部から水防団長へ電話連絡する。	水防団条例制定後において、水防団の出動実績がないこと
41	寄居町	熊谷県土整備事務所→町→町民等(防災行政無線、メール配信、町ホームページ、広報車、電話等)	
42	宮代町	担当から消防団へ電話連絡	
43	杉戸町	災害対策本部から水防団へ電話連絡している。	
44	松伏町	災害対策本部から直接水防団へ連絡している。	

【質問項目】		②水防に関する事項	
No.	市町名	②-2 河川の巡視区間	
		現 状	課 題
1	さいたま市	重要水防区域を巡視している。	
2	川越市	水防団長から受持区間に該当する水防団員へ巡視の実施を出勤指令する。	巡視箇所が多い場合は、水防団員の人手不足が生ずる。
3	熊谷市	各分団の担当区域について出勤指令を受けて巡視を実施している。 各分団の分担区域について出勤指令を受けて巡視を実施している。	
4	川口市	川口市警防規定に基づき、消防局及び消防団により受け持ち区間を巡視する。	
5	行田市	水防主管課である管理課と消防本部で巡視を行い、必要に応じて各消防分団の受持区間について出勤指令を発令し巡視を実施。	
6	加須市	各水防団の受持区間について出勤指令を受けて巡視を実施。	
7	東松山市	市職員で編成している水防監視班により、決められた河川等の監視箇所を巡視する。監視後は速やかに防災所管課へ状況報告を行う。	
8	春日部市	荒川水系の河川は市内にないが、利根川水系等その他の河川に関しては、河川事務所等が発出する水防警報にあわせ、該当場所付近の河川巡視を実施している。	
9	羽生市	荒川巡視区間なし。	
10	鴻巣市	各水防団の受持区間について出勤指令を受けて巡視を実施。	
11	深谷市	巡視区間を決めていない。	
12	上尾市	庁内配備体制(待機体制及び警戒体制等)にて実施している。	樋管操作等も兼務しており、人手不足。
13	草加市	特に設定なし	
14	越谷市	道路パトロール員が巡視している。	
15	蕨市	必要団員を荒川及び水門・取水管等の巡視を行うよう指示する。 都市整備部長及び消防長を中心に、監視・警戒が必要な箇所(1)河川、下水道施設等の工事箇所、2)河川の付近や浸水履歴のある箇所)を中心に市職員を配備し監視、警戒活動を行う。	なし
16	戸田市	荒川左岸水害予防組合管理者からの指示に基づき、総務課が水防団に、受持区間における巡視を指示する。	市、県が管理する河川の巡視及び、内水排除のための土のう積等の水防活動に人員を割いており、人手が不足している。
17	朝霞市	各水防団の受持区間について出勤指令を受けて巡視を実施。	
18	志木市	特に定めていないが、状況により重要水防箇所を巡回する。	
19	和光市	水防団(消防団) → 受け持ち地域を巡視 市 → 全体を巡視	
20	新座市	県から水防警報等が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。	
21	桶川市	大雨時は、市職員が荒川、江川等の巡視を定期的に行っている。	
22	久喜市	水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。	
23	北本市	市の緊急待機班や消防団(水防員)が受持区域について、指示を受けて巡視を実施。	水防堤の改修が必要な箇所がある。
24	八潮市	内水被害等の対応で人手が回らない状態である。	内水被害等の対応で人手が回らない状態である。
25	富士見市		
26	三郷市	各水防団の受持区間について巡視を実施。	
27	蓮田市	被害区域等や被害状況に応じ、応援を要請する。	
28	坂戸市	規定なし。	
29	幸手市	荒川の巡視区間なし	
30	鶴ヶ島市	国、県管理河川及び水防団がありません。	
31	吉川市	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・巡視区域が広域圏であるため、1日での巡視は時間的に厳しい。
32	ふじみ野市	未検討	
33	白岡市	明確な巡視区間を設けてはいない。	
34	伊奈町	巡視区間なし	特になし
35	三芳町		
36	毛呂山町	町担当課と水防団で危険箇所を巡視。	
37	越生町	該当なし	
38	川島町	各水防団の受持の監視区域について、出勤命令により巡視を実施する。	
39	吉見町	水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があるとき、水防団を出勤させるものとする。	
40	鳩山町	各水防団の受持区間について出勤指令を受けて巡視を実施。	水防団員の出勤を要請した場合において、参集者が少なかった場合の対応。
41	寄居町	町内全域	
42	宮代町	担当及び、消防団で町内河川を巡視	主に担当で実施しているが、水防活動が優先されるため、巡視については人手不足。
43	杉戸町	水防団の受持区間について出勤指令を受けて巡視を実施。	
44	松伏町	なし	今後、実施の検討を行う。

(1)現状の水害リスク情報や取組状況の共有

【質問項目】		②水防に関する事項	
No.	市町名	②-3 水防資機材の整備状況	
		現 状	課 題
1	さいたま市	必要資機材を水防倉庫に備蓄している。	
2	川越市	必要資材を市災害用備蓄庫等に備蓄している。	使用できる資機材の更新について、予算の関係から十分に更新できていない状況である。
3	熊谷市	必要資機材を水防倉庫に備蓄している。 必要資材を水防倉庫に備蓄している。	発電機、水囊などの高額な資機材の購入や買換えが難しい
4	川口市	本市での備蓄のほか、荒川左岸水防組で、倉庫を設置し資機材を備蓄している。	
5	行田市	必要資材を水防倉庫に備蓄している。	
6	加須市	平成29年度までの5ヶ年計画で必要資材を水防倉庫に備蓄している。	
7	東松山市	水防資機材として土嚢、ブルーシートを備蓄している。	資機材の充実
8	春日部市	・土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管している。 年に一度点検している。	
9	羽生市	羽生市は沿川市ではない為、荒川の水防法に係る水防資機材は整備していない。	
10	鴻巣市	必要資材を水防倉庫等に備蓄している。	整備が完了していない。
11	深谷市	防災倉庫に土嚢(4,000個)保管。	
12	上尾市	排水ポンプや救命ボートなどを備蓄倉庫や消防署に備蓄している。	
13	草加市	必要資材は防災備蓄倉庫等に備蓄	
14	越谷市	必要資材を水防倉庫に備蓄している。	
15	蕨市	必要資機材を、市内5箇所の水防倉庫に備蓄している。	なし
16	戸田市	必要資材を、市内3箇所の水防倉庫に備蓄している。	
17	朝霞市	必要資材を水防倉庫に備蓄している。 また、資機材等が不足する場合、災害協定により要員や資機材の供給を確保する。	
18	志木市	土のう、ブルーシート、堰板、鉄パイプ、可搬式ポンプ等備えている。	大規模な水害に対応できる数量はない。
19	和光市	水防資機材の備蓄がある	予算はない
20	新座市	必要資機材を、市内1箇所の水防倉庫に備蓄している。	
21	桶川市	大雨時、市民から土嚢の設置要望を受けた際迅速に対応できるように、土嚢を常備している。	
22	久喜市	水防計画に記載の整備基準にもとづき、資器材を備蓄するよう務めるものと水防計画により規定。	
23	北本市	必要資材を防災倉庫に備蓄している他、必要に応じて業者へ協力要請し確保する。	被害によっては資材等が不足してしまう。
24	八潮市	土のう、ブルーシートを備蓄している。	内水対策等の整備で水防には整備が追いついていない状態である。
25	富士見市		
26	三郷市	必要資材を水防倉庫に備蓄している。	ライフジャケット等、予算不足により整備が整っていない資機材がある。
27	蓮田市	市内の委託業者にて仮設の排水ポンプを設置して排水を行っている。 大規模河川氾濫を想定しての備蓄はない。	予算の関係や、現場の対応人員の不足が課題。
28	坂戸市	必要資機材を水防倉庫に備蓄している。	
29	幸手市	未整備	
30	鶴ヶ島市	風水害の対策として、土のう、スコップ等を備蓄している。	
31	吉川市	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要である。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。
32	ふじみ野市	簡易ポンプなどを用意している。	あくまで内水用である。
33	白岡市	必要資材を防災倉庫に備蓄している。(水防用としては整備していない。)	予算の確保が難しく、資機材が不足している。
34	伊奈町	水難救助用具一式(レギュレーターは含まず)、浮輪、ボート1隻	船外機の配備が必要
35	三芳町		
36	毛呂山町	必要資材を水防倉庫に備蓄している。	予算不足により、資材が不足している。
37	越生町	該当なし	
38	川島町	必要資材を水防倉庫及び水防屯所に備蓄している。	
39	吉見町	必要資機材を水防倉庫に備蓄している。	
40	鳩山町	必要資材を防災倉庫に備蓄している。	予算不足により資材が不足している。
41	寄居町	土のう袋1,000枚備蓄	
42	宮代町	担当で倉庫に準備	
43	杉戸町	水防倉庫に保管している。	
44	松伏町	水防倉庫に保管し、年1回の点検を行っている。	

【質問項目】		②水防に関する事項	
No.	市町名	②-4 市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	
		現 状	課 題
1	さいたま市	地域防災計画により、災害対策本部が設置される消防庁舎が、被災した場合は、代替施設として、さいたま市防災センターを災害対策本部とし、各部は本庁舎近傍の公共施設や区役所を代替施設とする。	さいたま市防災センターが浸水想定域に入っているため、代替施設として機能しない恐れがある。
2	川越市	本庁舎は、浸水想定区域外である。	
3	熊谷市	市庁舎の浸水に備え、地下に設置していた非常用自家発電機を、平成27年度に屋上へ新設した。	
4	川口市	災害対策本部となる鳩ヶ谷庁舎が浸水したときは、地域防災計画により市長がしている場所に災害対策本部を設置する事となっている。また、災害所点病院となる川口市医療センターは、浸水想定区域外である。	市長が指定する場所にあらかじめ情報収集機材等を整備しておく必要がある。
5	行田市	市庁舎が被災し使用できない場合は、被害状況等を勘案して市庁舎敷地内あるいは市消防本部を代替施設として災害対策本部を設置する。	
6	加須市	市役所本庁舎が災害対策本部として、3総合支所が総合支所本部として災害拠点指定されている。	
7	東松山市	一施設が洪水により孤立してしまうが、公用車は事前に他の公共施設へ移動している。	
8	春日部市	・庁舎の水害時対応マニュアルは作成していないが、震災時対応マニュアルがあるため、これを読み替えて対応する。 ・医療センター建設工事と平行し、周辺道路の改良工事を行ったため、医療センターへの浸水はないと思われる。 ・市庁舎の代替施設として、消防本部、庄和総合支所を位置づけている。	・大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため、災害対応のための役所等の機能維持が難しい。 ・庁舎では、避難した住民を受け入れる等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。 ・医療センターでは、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき業務等に支障をきたすことが懸念される。
9	羽生市	本庁舎が被災した場合、「中央公民館」を代替施設として、災害対策本部を開設する。	
10	鴻巣市	防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。 また、業務に著しく影響が生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。	
11	深谷市	庁舎についての水害時の対応マニュアルを定めていない。	
12	上尾市		
13	草加市	本庁舎周辺が床上浸水等により災対本部が設置できない場合は、市内の公共施設等の適宜の施設に災対本部を設置する	
14	越谷市	1 防災拠点の整備 市は、水害時においても防災中枢拠点及び防災拠点が機能するよう、拠点施設の浸水対策を講じておく。また、拠点までの道路等周辺地域における危険箇所を把握し、必要な措置を講じておく。 2 地区防災拠点の整備 市は、地区拠点の浸水対策を講じておくとともに、浸水の危険がある区域については、代替措置を検討しておく。また、拠点までの道路等周辺地域における危険箇所を把握し、必要な措置を講じておく。 (具体的な代替措置等の記述はなし)	
15	蕨市	BCP未策定	BCP未策定
16	戸田市	本庁舎5階に災害対策本部を設置している。 また、市内には災害拠点病院はない。	
17	朝霞市	浸水想定区域外	
18	志木市	本庁舎が被災した場合「いろは遊学館」を代替施設として災害対策本部が設置する。	
19	和光市		
20	新座市	記載無し(添付資料確認)	水防法第15条の3に基づく努力義務について具体的な促進を回ること。
21	桶川市	市庁舎は浸水想定区域外にあるため、地域防災計画に記載なし	
22	久喜市	災害対策本部の設置場所は市役所本庁舎内とするが、市役所本庁舎が被災し災害対策本部を設置できない場合は、久喜総合文化会館等の公共施設に設置の可能性を検討し、設置可能な施設に災害対策本部を設置する。	代替庁舎において、業務を継続するだけの設備等が整っていない。
23	北本市	市庁舎や災害拠点病院の浸水は想定していない。	想定外の災害に向けて検討する必要がある。
24	八潮市	市庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メセナを防災拠点と位置づけている。	市庁舎が浸水した場合に、1F部分の機能が失われる可能性がある。
25	富士見市	代替場所として、中央図書館2階を設定している。	
26	三郷市	消防・防災総合庁舎3階を災害対策本部としている。	
27	蓮田市	市庁舎に本部設置ができない場合、消防本部庁舎、被災を免れた最寄りの公共施設の順位で本部を設置する。	
28	坂戸市	市庁舎は、浸水想定区域に入っていない。	
29	幸手市	市庁舎が洪水等により使えない事態に備え、保健福祉総合センターを災害拠点として指定している。	
30	鶴ヶ島市	特に定めていない。	
31	吉川市	・市庁舎の浸水に備え、吉川市消防署を災害対策本部の代替場所として指定している。	・大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため、災害対応のための役所等の機能維持が難しい。
32	ふじみ野市	庁舎は浸水想定区域外なので特に検討はしていない。	ふじみ野市災害拠点病院(上福岡総合病院)が浸水想定区域内だが、未検討である。
33	白岡市	市庁舎の浸水に備え、保健センター分館を災害拠点として指定している。	保健センター分館は指定避難所にも指定しており、災害拠点として不安要素はある。
34	伊奈町	災害対策本部である役場本庁舎周辺は浸水の危険性無し	特になし
35	三芳町		
36	毛呂山町	現状、対応は無い。	
37	越生町	該当なし	
38	川島町	庁舎の浸水に備え、発動発電機や電話交換機を想定浸水高以上に設置している。	
39	吉見町	(荒川がはん濫した場合、町役場の1階部分は浸水すると想定されるため、町役場の浸水が想定される場合は、状況に応じて災害対策本部の代替場所を、浸水想定区域外である西部丘陵地の公共施設(西小学校)に設置することを想定し、整備を進める。)	
40	鳩山町	地震時における代替庁舎と同様に、町庁舎が浸水して機能しなくなった場合は、文化会館が代替庁舎となり、災害対策本部の設置箇所となるとして指定している。	文化会館は、地震時には代替制はあるが、大雨時には、近くに準用河川があるため、災害拠点として機能しない恐れがある。
41	寄居町	土のう等で水の流入を防ぐ。庁舎については、上層階で業務等を行なうこととなる。	代替庁舎の検討を要する。
42	宮代町	消防署を代替の災害拠点として想定している。	

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

【質問項目】		②水防に関する事項	
No.	市町名	②-4 市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	
		現 状	課 題
43	杉戸町	町役場庁舎の代替施設として、すぎとピアを指定している。	すぎとピアの施設が、内水の状況により使用できない可能性がある。
44	松伏町		

【質問項目】		②水防に関する事項	
No.	市町名	②-5 その他ご意見があれば記入して下さい。	
		現 状	課 題
1	さいたま市		
2	川越市		
3	熊谷市		
4	川口市		
5	行田市		
6	加須市		
7	東松山市		
8	春日部市		
9	羽生市		
10	鴻巣市		
11	深谷市		
12	上尾市		
13	草加市		
14	越谷市		
15	蕨市		
16	戸田市		
17	朝霞市		
18	志木市		
19	和光市		地震と違い、地域での自助、共助の意識が薄い
20	新座市		
21	桶川市		
22	久喜市		
23	北本市		
24	八潮市		
25	富士見市		
26	三郷市		
27	蓮田市		
28	坂戸市		
29	幸手市		
30	鶴ヶ島市	河川を有していない自治体で、隣接自治体の河川からの浸水による被害を受ける場合でも水防団を設置しなくてはならないのか。	本市の状況で、水防団を設置する必要があるか検討が必要である。
31	吉川市		
32	ふじみ野市	内水対応を主として活動してきた実績から、外水についてはあまり進んでいないのが現状である。	
33	白岡市		
34	伊奈町		
35	三芳町		
36	毛呂山町		
37	越生町	該当なし	
38	川島町		当町は、四方を川に囲まれており、想定最大規模の洪水が発生した場合、町全域にわたり浸水し、浸水継続時間が3日から1週間となる。 その場合の対応について計画が必要である。
39	吉見町		
40	鳩山町		
41	寄居町		
42	宮代町		
43	杉戸町		
44	松伏町		

(1)現状の水害リスク情報や取組状況の共有

【質問項目】		③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項	
No.	市町名	③-1 排水施設、排水資機材の操作・運用	
		現 状	課 題
1	さいたま市	樋管11施設、樋門1施設を埼玉県水防計画に定めるさいたま市管理施設の操作基準に基づき操作する。	
2	川越市	排水機場は運転管理業務委託を行っている。 ポンプ場は自動運転で操作している。	施設の老朽化及び長寿命化に対する対応。
3	熊谷市	農業用水路の排水設備として「豊適排水機場」がある。	長期になった場合、職員の交代要員がない。
4	川口市	毛長川排水機場、柳根排水機場、神根樋管、根岸第二樋管等の操作を市が担当する事になっている。	
5	行田市	大規模氾濫を想定した計画はない。	
6	加須市	大規模氾濫を想定した計画はない。	
7	東松山市	過去に浸水した区域では消防のポンプ車を使い氾濫した水を河川へ放流していたが、現在は配水場が建設され、浸水被害はない。	
8	春日部市	ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	
9	羽生市	外水の氾濫水の排水施設等はない。	
10	鴻巣市	市内排水施設に4箇所あり。 排水ポンプあり。	
11	深谷市	荒川水系には市が管理する施設はない。	
12	上尾市	一定水位以上で自動運転となる。(丸山ポンプ場)	維持管理コストが高い。
13	草加市	大規模氾濫を想定した計画はない。	一部排水施設の操作運用マニュアルについて策定見直し中。
14	越谷市	排水については、操作規則等により運用。	
15	蕨市	大規模氾濫を想定した計画はない	
16	戸田市		
17	朝霞市	状況に応じて水門の開閉、ポンプの運転等、必要な措置を行う。	
18	志木市	荒川に関しては樋管やゲート、排水機場はない。新河岸川、柳瀬川に排水施設があり自動化や遠方監視で操作を行っている。可搬式ポンプについては、職員、志木市建設業防災協力会等で操作を行っている。	
19	和光市	(樋管2基)	
20	新座市	特になし。	
21	桶川市	市民から道路の排水依頼を受けた際には、市職員が排水ポンプを持っていき、排水作業を行う。	国道及び県道に接している家屋及び店舗から排水の要望を受けた際の対応。
22	久喜市	排水資器材は、ポンプを保有している。	
23	北本市	大規模氾濫を想定した計画はない。	
24	八潮市	大規模氾濫を想定した計画はない。	計画作りが必要である。
25	富士見市		
26	三郷市	計画はしていない。	
27	蓮田市	大規模氾濫を想定した計画はない。	
28	坂戸市	大規模氾濫を想定した計画はない。	
29	幸手市	大規模氾濫を想定した計画はない。	
30	鶴ヶ島市		
31	吉川市	・市内に2つの雨水ポンプ場があり、市職員が操作を行う。 ・大規模氾濫を想定した計画はない。	
32	ふじみ野市	大規模氾濫を想定した計画はない。	
33	白岡市	大規模水害対策計画は策定している。	被害想定がしづらい。
34	伊奈町	大規模氾濫を想定した計画はない。	
35	三芳町		
36	毛呂山町	大規模氾濫を想定した計画はない。	
37	越生町	該当なし	
38	川島町		
39	吉見町	(横見排水機場、南吉排水機場、吉見排水機場、東第二排水機場(計51.55m ³ /s))	
40	鳩山町	大規模氾濫を想定した計画はない。	排水資機材の操作運用マニュアル等
41	寄居町	排水施設管理者(町上下水道課)が対応している。	
42	宮代町	大規模氾濫を想定した計画はない。	排水先の河川の改修が実施されていないため、内水を排除しきれない。
43	杉戸町	特に計画なし。	
44	松伏町		操作・運用の取り決めについて策定していない。